

砥部町指定特定相談支援事業者等指導監査実施要綱

令和2年2月20日

砥部町告示第13号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第10条第1項及び第51条の27第2項並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の34及び第57条の3の2の規定に基づき、法51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者(以下「事業者等」という。)に対して行う指導監査について必要な事項を定めるものとする。

(指導方針)

第2条 事業者等に対する指導は、法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第28号)、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第29号)、法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第125号)、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第126号)、厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成18年厚生労働省告示第539号)及び厚生労働大臣が定める一単位の単価(平成24年厚生労働省告示第128号)に定める計画相談支援及び障害児相談支援(以下「計画相談支援等」という。)の取扱い、計画相談支援給付費等の請求等に関する事項について周知徹底させることを方針とする。

(指導形態)

第3条 指導の形態は、次のとおりとする。

- (1) 集団指導 集団指導は、事業者等に対して指導の必要があると認めるとき、又は計画相談支援給付費等に関して指導の必要があると認めるとき、その内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものとする。
- (2) 実地指導 実地指導は、事業者等に対して指導の必要があると認めるとき、又は計画相談支援給付費等に関して指導の必要があると認めるとき、事業者等の事業所において実地にて指導を行うものとする。

(指導対象の選定)

第4条 指導は、すべての事業者等を対象とするが、重点的かつ効率的な指導を行う観点から、指導形態に応じて、次に掲げる基準により対象の選定を行うものとする。

(1) 集団指導

ア 新たに計画相談支援等を開始した事業者等については、おおむね1年以内にすべてを対象として実施する。

イ 実地指導の対象外とされた事業者等のうち、計画相談支援等の取扱い、計画相談支援給付費等の請求の内容、制度改正内容及び障がい者虐待事案等の過去の指導事例等に基づく指導内容に応じて選定して実施する。

(2) 実地指導

ア おおむね3年に1回実施する。

イ その他特に町長が必要と認める事業者等を対象として実施する。

(指導方法等)

第5条 指導方法等は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

ア 指導通知

町長は、指導対象となる事業者等を決定したときは、あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により事業者等に通知する。

イ 指導方法

集団指導は、計画相談支援等の取扱い、計画相談支援給付費等の請求の内容、制度改正内容及び障がい者虐待事案等の過去の指導事例等について講習等の方式で行うものとする。なお、集団指導に欠席した事業者等には、当日使用した必要書類等を入手できるよう、必要な情報提供に努める。

(2) 実地指導

ア 指導通知

町長は、指導対象となる事業者等を決定したときは、その実施の2週間前までに、あらかじめ次に掲げる事項について、指定特定相談支援事業者等実地指導通知書(様式第1号)により通知する。

(ア) 実地指導の根拠規定及び目的

(イ) 実地指導の事業所、日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 出席を求める者

(オ) 準備すべき書類等

イ 指導方法

実地指導は、提出された実地指導資料により、事業者等の関係書類を閲覧するとともに、面談方式で行うものとし、法、児童福祉法、政省令、解釈通知等の事項について十分な知識を有する者2名以上で行うものとする。

ウ 指導結果の通知等

実地指導の結果については、後日事業者等に対し、改善を要すると認められた事項について、指定特定相談支援事業者等実地指導結果通知書(様式第2号)により通知する。

エ 改善報告書の提出

当該事業者等に対して、文書で指摘した事項に係る改善報告の提出を求めた場合は、通知の日から1月以内に改善状況報告書(様式第3号)により報告を求めるものとし、必要に応じて職員を派遣し、改善状況等の確認を行うものとする。

(監査への変更)

第6条 町長は、実地指導中に次に掲げる状況を確認したときは、実地指導を中止し、直ちに第9条に規定する監査を行うことができる。

(1) 著しい運営基準違反が確認され、利用者及び入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断したとき。

(2) 計画相談支援給付費等の請求に誤りが確認され、その内容が著しく不正な請求と認められるとき。

(実地指導の拒否への対応)

第7条 町長は、事業者等が正当な理由なく実地指導を拒否したときは、監査を行うものとする。

(計画相談支援給付費等の自主返還)

第8条 町長は、実地指導において、計画相談支援等の内容又は計画相談支援給付費等の算定及び請求に関し不当な事実を確認し、これに係る返還金が生じたときは、自主返還を求めるものとする。

(監査方針)

第9条 監査は、事業者等の計画相談支援等の内容等について、法第51条の28第2項及び第51条の29第2項並びに児童福祉法第24条の35及び第24条の36に規定する行政上の措置を講ずるべき場合に該当するとき若しくはその疑いがあると認められるとき又は計画相談支援給付費等の請求について不正若しくは著しい不当が疑われるとき(以下「指定基準違反等」という。)において、

事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を講ずることを方針とする。
(監査対象の選定)

第 10 条 監査対象の選定基準は以下のとおりとし、指定基準違反等の確認について必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 次に掲げる情報から事実関係を確認すべきであると判断される事業者等
 - ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
 - イ 市町村、相談支援事業等へ寄せられた苦情等
 - ウ 計画相談支援給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者

(2) 実地指導において指定基準違反等のあった事業者等

(3) 正当な理由がなく、実地指導を拒否した事業者等

(監査方法等)

第 11 条 町長は、監査対象となる事業者等を決定したときは、その実施の日の 2 週間前までに、あらかじめ次に掲げる事項について、指定特定相談支援事業者等監査通知書(様式第 4 号)により通知する。ただし、第 6 条の規定により実地指導から監査へ変更した場合又は緊急を要する場合は、この限りでない。

- (1) 監査の根拠規定及び目的
- (2) 監査の事業所、日時及び場所
- (3) 監査担当者
- (4) 出席を求める者
- (5) 準備すべき書類等

2 町長は、指定基準違反等の確認について必要があると認めるときは、事業者等に対し、次の事項を求め又は行うことができる。

- (1) 報告
- (2) 帳簿書類その他の物件の提出又は提示
- (3) 出頭の要請
- (4) 関係者への質問
- (5) 事業所への立ち入り又は設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査

3 監査の実施に当たって、事前に確認すべき事項がある場合は、あらかじめ事業者等から、実施の日の 1 週間前までに監査資料等を提出させるものとする。ただし、第 6 条の規定により実地指導から監査へ変更した場合又は緊急を要する場合は、この限りでない。

4 監査は、法、児童福祉法、政省令及び解釈通知等の事項について十分な知識を有する者2名以上で行うものとする。

(監査結果の通知等)

第12条 町長は、監査の結果、改善勧告に至らない軽微な改善を要すると認められた事項については、後日、指定特定相談支援事業者等監査結果通知書(様式第5号)により通知する。

2 町長は、当該事業者等に対して、文書で指摘した事項に係る改善報告の提出を求めた場合は、通知の日から1月以内に改善状況報告書(様式第3号)により報告を求めるものとし、必要に応じて職員を派遣し、改善状況等の確認を行うものとする。

(行政上の措置)

第13条 町長は、指定基準違反等が認められた場合には、法第51条の28第2項及び第51条の29第2項並びに児童福祉法第24条の35及び第24条の36に定める勧告、命令等、指定の取消し等の規定により、行政上の措置を機動的に行うものとする。

(1) 勧告

ア 町長は、事業者等に法第51条の28第2項各号又は児童福祉法第24条の35第1項各号に定める指定基準違反等の事実が確認された場合、当該事業者等に対し、期限を決めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができる。

イ 町長は、事業者等がアの規定による勧告について、期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ 事業者等は、アの規定による勧告を受けた場合は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

ア 町長は、事業者等が正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。なお、命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

イ 事業者等は、アの規定による命令を受けた場合は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等

町長は、指定基準違反等の内容等が、法第51条の29第2項各号又は児童福

祉法第 24 条の 36 各号のいずれかに該当する場合には、当該事業者等に
係る指定を取消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停
止すること(以下「指定の取消し等」という。)ができる。

(聴聞等)

第 14 条 町長は、監査の結果、当該事業者等が命令又は指定の取消し等の処分
(以下「取消処分等」という。)に該当すると認められるときは、監査後、取消
処分等の予定者に対して、行政手続法(平成 5 年法律第 88 号)第 13 条第 1 項
各号の規定により、聴聞又は弁明の機会の付与を行わなければならない。ただ
し、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しない。
(計画相談支援給付費等の返還)

第 15 条 町長は、監査の結果、法第 8 条第 1 項又は児童福祉法第 57 条の 2 第 1
項の規定による不正利得の事実があると認めた場合は、当該事業者等から計画
相談支援給付費等に相当する額を返還させることができる。この場合において、
命令又は指定の取消し等を行った場合には、原則として、法第 8 条第 2 項又は
児童福祉法第 57 条の 2 第 2 項の規定により、当該事業者等に対し、返還させ
る額に 100 分の 40 を乗じて得た額を支払わせるものとする。

2 監査の結果、計画相談支援給付費等の算定及び請求に関し不正利得の事実が
認められた場合における当該事項に係る徴収金の対象期間は、原則として監査
の実施月前 5 年間とする。

(その他)

第 16 条 この告示に定めるもののほか、事業者等に対して行う指導監査に関し
必要な事項は、町長が別に定める。

附則(令和 2 年 2 月 20 日告示第 13 号)

この告示は、公表の日から施行する。

附則(令和 3 年 3 月 24 日告示第 51 号)

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

第 号
年 月 日

様

砥部町長



指定特定相談支援事業者等実地指導通知書

このことについて、下記のとおり実施しますので、関係職員の対応についてご協力いただきますとともに、関係書類の準備をお願いします。

記

- 1 実地指導の根拠規定及び目的
 - (1) 根拠
 - (2) 目的

- 2 実地指導対象となる事業所、日時及び場所
 - (1) 事業所名
 - (2) 日時
 - (3) 場所

- 3 指導担当者

- 4 出席を求める者

- 5 準備すべき書類等

第 号
年 月 日

様

砥部町長



指定特定相談支援事業者等実地指導結果通知書

年 月 日に実施した実地指導の結果を下記のとおり通知します。

記

1 結果

改善事項(有・無)

番号	項目	実地指導結果	改善事項
1			
2			
3			

2 その他

改善事項がある場合は、改善状況報告書(様式第3号)により、年 月 日()までに砥部町 課へ報告すること。

様式第3号(第5条、第12条関係)

年 月 日

砥部町長 様

事業者名
代表者

改善状況報告書

年 月 日付で通知のあった実地指導(監査)結果の改善事項について、次のとおり報告します。

改善内容

番号	項目	改善事項	改善内容
1			
2			
3			

備考 必要に応じて、改善内容が確認できる写真、記録等の資料を添付すること。

様

砥部町長



指定特定相談支援事業者等監査通知書

このことについて、下記のとおり実施しますので、関係職員の対応についてご協力いただきますとともに、関係書類の準備をお願いします。

記

- 1 監査の根拠規定及び目的
 - (1) 根拠
 - (2) 目的

- 2 監査対象となる事業所、日時及び場所
 - (1) 事業所名
 - (2) 日時
 - (3) 場所

- 3 監査担当者

- 4 出席を求める者

- 5 準備すべき書類等

第 号
年 月 日

様

砥部町長



指定特定相談支援事業者等監査結果通知書

年 月 日に実施した監査の結果を下記のとおり通知します。

記

1 結果

改善事項(有・無)

番号	項目	監査結果	改善事項
1			
2			
3			

2 その他

改善事項がある場合は、改善状況報告書(様式第3号)により、年 月 日()までに砥部町 課へ報告すること。